

第 1 5 号議案

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部を
改正する条例の制定について

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月3日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市移住・定住促進施設設置条例
の一部を改正する条例

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

14,000円	9,000円	8,000円	7,000円	6,000円
16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
16,000円	10,000円	9,000円	8,000円	7,000円
18,000円	12,000円	11,000円	10,000円	9,000円
20,000円	13,000円	12,000円	11,000円	10,000円
14,000円	9,000円	8,000円	—	—
16,000円	10,000円	9,000円	—	—
16,000円	10,000円	9,000円	—	—
18,000円	12,000円	11,000円	—	—
20,000円	13,000円	12,000円	—	—
13,000円	8,000円	7,000円	—	—
15,000円	9,000円	8,000円	—	—
15,000円	9,000円	8,000円	—	—
17,000円	10,000円	9,000円	—	—
18,000円	11,000円	10,000円	—	—
5,000円	3,000円	2,000円	2,000円	1,500円
7,000円	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
5,000円	3,000円	2,000円	—	—
7,000円	5,000円	4,000円	—	—
4,000円	2,000円	1,500円	—	—
6,000円	4,000円	3,000円	—	—
4時間まで 4,000円	4時間超過 1時間ごとに 1,000円			
4時間まで 3,000円	4時間超過 1時間ごとに 500円			

」を

「

14,200円	9,160円	8,140円	7,120円	6,110円
16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円
16,200円	10,100円	9,160円	8,140円	7,120円
18,300円	12,200円	11,200円	10,100円	9,160円
20,300円	13,200円	12,200円	11,200円	10,100円
14,200円	9,160円	8,140円	—	—
16,200円	10,100円	9,160円	—	—
16,200円	10,100円	9,160円	—	—
18,300円	12,200円	11,200円	—	—
20,300円	13,200円	12,200円	—	—
13,200円	8,140円	7,120円	—	—
15,200円	9,160円	8,140円	—	—
15,200円	9,160円	8,140円	—	—
17,300円	10,100円	9,160円	—	—
18,300円	11,200円	10,100円	—	—
5,090円	3,050円	2,030円	2,030円	1,520円
7,120円	5,090円	4,070円	3,050円	2,030円
5,090円	3,050円	2,030円	—	—
7,120円	5,090円	4,070円	—	—
4,070円	2,030円	1,520円	—	—
6,110円	4,070円	3,050円	—	—
4時間まで 4,070円	4時間超過 1時間ごとに 1,010円			
4時間まで 3,050円	4時間超過 1時間ごとに 500円			

」に改める。

別表第3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の亀岡市移住・定住促進施設設置条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市移住・定住促進施設の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。